

解体工事業新設に伴う経過措置終了について

平成30年8月28日

平成26年6月4日公布の改正建設業法の業種に「解体工事業」が新設され、平成28年6月1日施行日から原則、解体工事を施工する場合は「解体工事業の許可」が必要となりました。

経過措置として、施行日時点でとび土工コンクリート工事業の許可を有し解体工事業を営んでいる建設業者は引続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっています。

経過措置終了後（平成31年5月31日まで）解体工事を施工する場合は、「解体工事業の許可」が必要となります。

併せて、本市が執行する解体工事請負契約に係る資格要件についても同様の取扱いとなります。

経過措置終了後の解体工事に係る指名基準

○豊後大野市が発注する工事請負契約に係る指名基準に基づき、有資格業者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して決定する。

- 1 不誠実な行為の有無（次の事項に該当する場合は指名をしない）
 - (1) 指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中である
 - (2) 請負契約の履行が不誠実である
 - (3) 警察当局から市長に対し、公共工事からの排除要請がある
- 2 経営状況の健全性
- 3 工事成績の状況
- 4 地理的条件（当該地域への精通性、工事規模に応じた施工実績）
- 5 手持工事の状況（受注件数、従業員の状況等）
- 6 技術的適正
 - (1) 解体工事について相当の施工実績（相当額以上の工事完工高）があること
 - (2) 解体工事に必要な施工管理、品質管理等の技術水準を有すること
 - (3) 当該工事の作業条件と同等と認められる施工実績があること
 - (4) 当該工事への有資格技術者の配置が可能であること
- 7 安全管理の状況
- 8 労働福祉の状況
 - (1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報
 - (2) 退職金支給制度への加入状況（証紙購入、貼付等）

問合せ先：財政課 契約検査室 契約検査係
(内線 2431)